

(B1-4)

学校感染症による出席停止について

学校感染症に罹患している場合、学校保健安全法第19条の規定により出席停止となりますので、医師の許可があるまで、学校を休ませてください。

病気が治った時には、下記の治癒証明書を主治医に記入していただき、登校する日に持参してください。

なお、感染予防のため、学校長の指示で出席停止となった場合は、欠席扱いになりません。

【感染症名と出席停止期間のめやす】

感 染 症 名	出 席 停 止 の 期 間
百 日 咳	特有の咳が消失するまで、または、5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻 疹（はしか）	解熱した後 3 日間を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日間を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風 疹	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日間を経過するまで
◎インフルエンザ	発症した後 5 日間を経過し、かつ解熱した後 2 日（幼児にあっては 3 日）を経過するまで
結 核	医師が感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
流行性角結膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
急性出血性結膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
腸管出血性大腸菌感染症	医師が感染のおそれがないと認めるまで
◎新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日間を経過し、かつ症状軽快後 1 日間を経過するまで

◎の学校感染症（インフルエンザおよび新型コロナウイルス感染症）については、保護者が記入した療養報告書を提出してください（医師による治癒証明書は必要ありません）。

※は、学校または保護者が記入してください。

治癒証明書

※前橋市立 学校

※ 学年 組 氏名

上記の者は、学校感染症の（ ）が、治癒しましたので

月 日より登校してよいことを、証明します。

出停期間（ 月 日 ～ 月 日まで）

令和 年 月 日

医師の住所
氏名

印